

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和5年8月16日(水)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時00分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	富田 優	出席	12	角谷 史織	出席
	2	小泉 孝行	出席	13	小川 忠男	出席
	3	小林 勝一	出席	14	清水 友清	出席
	4	長島 一博	欠席	15	西形 知行	出席
	5	榎本 浩樹	出席	16	中山 幸光	出席
	6	関根 光一	欠席	17	菅間 茂久	出席
	7	清水 孝洋	出席	18	石井 栄寿	出席
	8	井原 勇司	出席	19	本田 敏一	出席
	9	金子 達弥	出席	20	中村 隆治	出席
	10	横山 敏夫	出席	21	西澤 初男	出席
11	浅子 幹夫	出席				
事務局	事務局長	星野 公男	農地調整課課長補佐兼農地調整係長	北村 経史	農地調整課主任	竹本 知生
	事務局次長	酒井 利和	農業振興課課長補佐兼農業振興係長	桑原 和也		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	野口 剛誉		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主査	陸名 秀治		
議案	議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第44号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第45号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第46号	農用地利用集積計画の決定について				
	議案第47号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第48号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第49号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第50号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
	議案第51号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について				
	議案第52号	特定農地貸付け承認申請について				
議案第53号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に対する意見決定について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出について ・農地法第6条第1項の規定による報告(農地所有適格法人)について ・農地法第18条第6項の規定による解約通知について ・農地改良の届出(市街化調整区域)について ・2a未満農業用施設の届出について 					

<p>1 開 会 西澤会長職務代理者</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためにお願いしておりました「マスク着用の上での発言」ですが、厚生労働省から令和5年3月13日以降は個人の判断が基本となる旨の発表があり、また令和5年5月8日より感染症法上の位置づけが第5類に見直されたことから、マスク着用については任意といたします。ご承知のほどよろしく申し上げます。</p> <p>次に、議事進行については引き続き議案説明を省略し、補足などがある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>発言の際には引き続きマイクを使用しての進行とさせていただきます。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p> <p>尚、日頃からお願いしておりますが、説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。</p>
<p>2 会議成立の報告 西澤会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は長島委員、関根委員が欠席されておりますので出席委員は19名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しております。</p>
<p>3 署名委員の指名 西澤会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号9番 金子 委員 議席番号10番 横山 委員 を指名します。よろしくようお願いいたします。</p>

議長	<p>本日は、農業政策課が待機しておりますので、議案第53号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に対する意見決定についてを先に審議いたします。</p> <p>それでは農業政策課より説明をお願いします。</p>
農業政策課	<p>令和5年4月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部が改正されたことに伴い、市の定める基本構想（農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想）を改正することについて、農業経営基盤強化促進法第6条第4項及び同法施行規則第2条により意見を求めるものです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 議案第53号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に対する意見決定について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第53号について、意見なしとしてよろしいか、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございます。 議案第53号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番を審議いたします。 この案件は、清水孝洋委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条により、清水孝洋委員には審議終了まで退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 清水孝洋委員退席 —</p>
議長	<p>それでは番号1番、植水地区、中村委員、議案説明をお願いいたします。</p>
中村委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立植水中学校の南西800mに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、4.6kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第43号、番号1番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございますので、議案第43号、番号1番について、許可することと決定いたします。</p> <p>それでは、清水孝洋委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 清水孝洋委員入室 —</p>
議長	<p>引き続き議案審議に入ります。</p> <p>次に番号7番を審議いたします。 この案件は、井原委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条により、井原委員には審議終了まで退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 井原委員退席 —</p> <p>番号7番、川通地区、富田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
富田委員	<p>番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立川通中学校の南西400mに位置する、水田の広がる地域の現況田畑です。 通作距離は、200mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻、ネギの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>

議長 ありがとうございます。
説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。
議案第43号、番号7番について、賛成の方の挙手を求めます。

各委員

— 総 員 賛 成 —

議長 総員賛成でございますので、議案第43号、番号7番について、許可することと決定いたします。

それでは、井原委員の入室を求めます。

— 井 原 委 員 入 室 —

議長

引き続き議案審議に入ります。
番号2番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いいたします。

菅間委員

番号2番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請地は、市立指扇北小学校の南西500mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。
通作距離は、1.5kmです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、ジャガイモ、サツマイモの予定で、問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
続きまして、番号3番、春岡地区、事務局、議案説明をお願いいたします。

事務局

番号3番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請地は、春おか広場の北200mに位置する、水田の広がる地域の田です。
通作距離は、1.8kmです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。

作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号4番、番号5番、七里地区ですので、私から議案説明をいたします。

番号4番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請地は、市立大谷中学校の東500mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。
通作距離は、150mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、ツツジ、ナツツバキの予定で、問題ないものと思われます。

続きまして番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請地は、市立大谷中学校の東500mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。
通作距離は、150mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、ツツジ、ナツツバキの予定で、問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号6番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請地は、①市立芝原小学校の北東1km、②さいたま市立病院の北西200mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。
通作距離は、①②6.3kmです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、モリンガの予定で、問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号8番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。

井原委員

番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請地は、市立川通小学校の北東500mに位置する、水田の広がる地域の現況田です。
通作距離は、700mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号9番、柏崎地区、本田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
本田委員	<p>番号9番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立柏陽中学校の北東300mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、90mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ホウレンソウの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で、説明が終わりました。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号4番について事務局に伺います。市街化区域でも許可申請の対象になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>転用の場合は届出になりますが、農地として耕作するのであれば、農地法3条の許可申請の対象となります。</p>
小林委員	<p>番号3番について事務局に伺います。農機具はどこに保管されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>譲受人の父が農機具置場を所有しておりまして、それを譲受人が使用することになっております。</p>
浅子委員	<p>番号9番について事務局に伺います。譲受人が2名になっていますが、持ち分は2分の1ずつとなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>申請書には持ち分の記載は求めておりませんので、不明でございます。</p>
議長	<p>他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p>
各委員	<p>番号1番、番号7番を除く議案第43号について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議長	<p>総員賛成であります。 番号1番、番号7番を除く議案第43号について、許可することと決定いたします。</p>

<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第44号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p>
<p>清水孝洋委員</p>	<p>番号1番、2番、与野・土合地区、清水孝洋委員、議案説明をお願いします。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。市立与野南中学校の南140mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民及び近隣企業からの要望により貸駐車場として利用するためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。</p> <p>続きまして番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。市立田島小学校の東160mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p> <p>小林委員</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして番号3番、新和地区、小林委員議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は議案書記載のとおりです。 農振法は農用地区域外です。市立新和小学校の北東1.9kmに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は住宅敷地です。 申請理由は、申請地は、線引き前より住宅敷地として利用してきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 以上、議案第44号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第44号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>

各委員

— 総 員 賛 成 —

議長

総員賛成でございます。
議案第44号について、許可することと決定いたします。

議長	<p>続きまして、議案第45号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番から番号3番、馬宮地区、金子委員、議案説明をお願いします。</p>
金子委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立大宮武蔵野高等学校の南に位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、資材置場及び駐車場です。 申請理由は、業績の拡大により既存の資材置場が手狭であることから、また市外から市内に本店が移転することから申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設ネットフェンス及び既設鉄板及び既設コンクリートブロックにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立馬宮西小学校の南西520mに位置し、住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、資材置場です。 申請理由は、現在、市内で土木工事業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設鋼板により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、県立馬宮西小学校の南東1.1kmに位置する農振農用地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ニンニクを作付けする予定です。 一時転用で、期間は5か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、番号5番、指扇地区、菅間委員、議案説明をお願いします。</p>

菅間委員

番号4番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、北部配水場の南に位置する、農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ジャガイモ、ネギ、サツマイモを作付けする予定です。
一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして、番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立指扇保育園の北西570mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場です。
申請理由は、現在、市内で建設器具等の販売業を営んでいるが、事業の拡大に伴い、資材置場の確保が必要となり、申請地を新たな資材置場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック及び新設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号6番、大宮地区、清水友清委員、議案説明をお願いいたします。

清水友清委員

番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、私立大宮開成高等学校の東220mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、休憩所（コンビニエンスストア）です。
申請理由は、現在、全国各地で店舗（コンビニエンスストア）を営業しているが、申請地は交通量が多く、ドライバーの休憩所として最適地であると判断したためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック及び新設目隠フェンス及び新設メッシュフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号7番、春岡地区、事務局、議案説明をお願いいたします。

事務局

番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市立春野小学校の北西650mに位置する、農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ダイコン、キュウリ、ナスを作付けする予定です。
一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号8番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号8番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立片柳中学校の北東180mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在、市内の賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、義父母所有の土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設ブロック塀及び新設雨水流出土留により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号9番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号9番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立病院の北西950mに位置する、農振農用地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、レッドロビンを作付けする予定です。 一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続きまして、番号10番から番号13番、大久保・土合地区、清水孝洋委員、議案説明をお願いいたします。</p>
清水孝洋委員	<p>番号10番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立大久保小学校の北280mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、道路です。 申請理由は、長期宅地の開発行為を計画しているが、都市計画法で認められる最小限の範囲である申請地を道路にすることにより、車両の通行上、より安全な開発計画とするためです。 周辺農地へは、新設長尺U型側溝により、被害を及ぼさない計画です。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p>

続きまして番号11番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立田島中学校の北東400mに位置する、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、キウイを作付けする予定です。
一時転用で、期間は4か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして、番号12番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立田島中学校の北東180mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在、市内で電気工事業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
周辺農地へは、既設金網フェンス及び新設安全鋼板により、被害を及ぼさない計画です。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして、番号13番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立与野南学校の南西270mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、休憩所です。
申請理由は、現在、全国で飲食業を営んでいるが、申請地周辺は住宅並びに交通量が多いことから、多くの集客が見込まれ、休憩所に最適地であると判断したためです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロックにより、被害を及ぼさない計画です。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号14番、番号15番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。

井原委員

番号14番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立川通中学校の西700mに位置し、住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、障害者支援施設です。
申請理由は、現在市内で障害者支援施設を運営しているが、手狭であることから、現在の施設に申請地を加え、障害者支援施設を再整備するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック及び新設メッシュフェンス及び既存擁壁により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号15番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立川通小学校の北300mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場です。
申請理由は、現在、県内で土木業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たに資材置場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設板柵により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号16番、番号17番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。

中山委員

番号16番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立慈恩寺中学校の東450mに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ブルーベリーを作付けする予定です。
一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして、番号17番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立慈恩寺中学校の東450mに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ブルーベリーを作付けする予定です。
一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

金子委員

番号13番、14番について伺います。資金調達は自己資金となっていますが、預金額は確認しているのですか。

事務局

申請の際、残高証明等の書類を資金証明として確認しております。

議長	他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第45号について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 総 員 賛 成 —
議長	総員賛成でございます。 議案第45号について、許可することに決定いたします。

議長	<p>続きまして、議案第46号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。</p> <p>番号1番、大砂土地区、事務局、議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>番号1番についてご説明いたします。 賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、盆栽です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.5kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、七里地区ですので私から説明いたします。 番号2番についてご説明いたします。 使用賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は900mです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、番号3番から番号8番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号3番についてご説明いたします。 使用賃借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は9.3kmです。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号4番についてご説明いたします。 使用賃借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ダイコン、コマツナ、ジャガイモです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.1kmです。 特に問題はないものと思われます。</p>

続きまして番号5番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、キャベツ、ネギ、ジャガイモです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.5kmです。
特に問題はないものと思われま。

続きまして番号6番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、エダマメです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.9kmです。
特に問題はないものと思われま。

続きまして番号7番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、キャベツ、ネギ、ジャガイモです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4.3kmです。
特に問題はないものと思われま。

続きまして番号8番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、キャベツ、ネギ、ジャガイモです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4.3kmです。
特に問題はないものと思われま。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号9番から番号14番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号9番についてご説明いたします。
賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われま。

続きまして番号10番についてご説明いたします。
賃借権の再設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号11番についてご説明いたします。
賃借権の新規6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号12番についてご説明いたします。
賃借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号13番についてご説明いたします。
賃借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号14番についてご説明いたします。
賃借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4.9kmです。
特に問題はないものと思われま
以上、ご審議のほど、よろしくお願

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号15番、大久保地区、清水孝洋委員、議案説明をお願いいたします。

清水孝洋委員	<p>番号15番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は640mです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号16番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>番号16番についてご説明いたします。 賃借権の新規10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、多肉植物です。 申請目的は、新規就農のためで、通作距離は10.3kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号17番、柏崎地区、本田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
本田委員	<p>番号17番についてご説明いたします。 賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ブロッコリーです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.3kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第46号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議長	<p>総員賛成ですので、議案第46号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第47号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。</p> <p>番号1番、番号2番、大砂土・春岡地区、事務局、議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の障害により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>続きまして番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の故障により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。以上、ご審議のほど、よろしくご説明いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、七里地区ですので、私から説明いたします。</p> <p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。以上、ご審議のほど、よろしくご説明いたします。</p>
議長	<p>続きまして、番号4番、与野地区、清水孝洋委員、説明をお願いいたします。</p>
清水孝洋委員	<p>番号4番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。以上、ご審議のほど、よろしくご説明いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、谷田地区、榎本委員、説明をお願いいたします。</p>

榎本委員

番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書のとおりです。
従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。
申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。
よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

以上で説明が終わりました。
ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。

議案第47号について、賛成の方の挙手を求めます。

各委員

— 総 員 賛 成 —

議長

総員賛成でございます。
議案第47号について、認定することと決定いたします。

<p>議長</p>	<p>続きますして、議案第48号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番、番号2番につきますして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第48号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各委員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第48号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第49号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号21番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第49号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	— 総 員 賛 成 —
議長	<p>総員賛成でございますので、議案第49号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第50号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号7番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第50号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございますので、議案第50号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第51号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議いたします。</p> <p>番号1番、三室地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書60ページの配分計画(案)の番号1番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第46号番号9番及び10番の農地を10年間及び6年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。</p> <p>譲受人の農業経営につきましては、補足資料の61ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、木崎地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案書60ページの配分計画(案)の番号2番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第46号番号11番の農地を6年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。</p> <p>譲受人の農業経営につきましては、補足資料の62ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思ひます。</p> <p>議案第51号について、「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第51号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第52号、特定農地貸付け承認申請について審議します。</p> <p>番号1番、大砂土地区、事務局、議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>市民農園を開設する者、土地所有者、申請地の所在、地番等は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、市立土呂中学校の北西350mに位置する市街化調整区域内の農地です。</p> <p>申請目的は、農業者以外の者が野菜づくりを通じ、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深めることを目的とするものです。</p> <p>貸付農地は、15㎡の区画が44区画を計画しております。</p> <p>貸付期間は1年です。</p> <p>募集方法、申込方法及び選考方法等は議案書記載のとおりです。</p> <p>現地立ち合いを実施しており、特に問題はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりましたので、質問等のある方は挙手をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>市民農園の開設にあたっては、洗い場やお手洗い、駐車場等が必要と思われますが、そのあたりは用意しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>水場については設置を義務付けているものではありません。また、今回の市民農園の対象者は申請地の半径500m以内に住んでいる方となっております、お手洗いの設置予定はございません。駐車場については申請者が付近に雑種地を所有しており、そこに駐車が可能とのことです。</p>
中村委員	<p>肥料や苗木は誰が用意するのでしょうか。</p>
事務局	<p>参加者が用意する予定です。</p>
小林委員	<p>業務委託先はどのように関わっていくのでしょうか。</p>
事務局	<p>週2回ほど申請地に係員が常駐するとのことです。また必要に応じて参加者に知識や技術を伝え、利用者が決まっていな区画については定期的に肥培管理をする予定です。</p>
西形委員	<p>農地を一般市民に貸し出す際は何かの手続きが必要ということでしょうか。</p>
事務局	<p>お見込みの通りでございます。</p>

議長

ありがとうございました。
他に何かございますか。

質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第52号について、賛成の方の挙手を求めます。

各委員

— 総 員 賛 成 —

議長

総員賛成でございます。

議案第52号について承認することと決定いたします。

<p>議長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和5年7月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。 農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）でございます。 農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。 農地改良の届出（市街化調整区域）でございます。 2a未満農業用施設の届出でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。 ないようでございますので、その他に何かございますでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、本田会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言 浅子会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これをもちまして、令和5年8月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>